

厚岸町条例第19号

厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例

厚岸町都市計画税条例(昭和42年厚岸町条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第13項中「第17項、第19項から第24項まで」を「第18項、第20項から第25項まで」に、「第26項、第27項、第31項、第35項、第42項」を「第27項、第28項、第32項、第36項、第43項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の厚岸町都市計画税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。